

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

子育て支援センターからのお知らせ

★おしゃべりルーム★

- ・期 日 ① 3月21日(木) 10時～11時30分
② 4月25日(木) 10時～11時30分
- ・内 容 ① 『モバイル作り』
② 『子どもの日制作』
- ・申し込み期間
① 3月19日(火) まで
② 4月23日(火) まで
- ・定 員 ① 5組(0歳～就学前)
② 5組～6組(0歳～就学前)

★チャイルドランド★

- ・期 日 4月18日(木) 10時～11時30分
- ・内 容 『ふれあいあそび&手作りおもちゃ』
- ・申し込み期間
4月16日(火) まで
- ・定 員 5組～6組(0歳～就学前)

●問い合わせ先：子育て支援センター ☎ 0146・47・4525

農地の転用制度 転用許可を忘れずに

農地に住宅や農業経営に必要な施設を建設する場合、あるいは資材置場や道路など農地以外にする場合には、農地転用許可が必要となります。

この農地転用に係る申請については、農業委員会の審議を経て、道(知事)へ送られ審議された後、許可(もしくは不許可)となります。

許可を受けずに建物を建設したり、許可の内容と異なることを行った場合は、**工事の中止、原状回復などの指導**が行われ、改善されない場合「農地法違反」として、懲役や罰金が科せられることとなります。

農地転用には他の法令の許可(農業振興地域指定の変更など)も必要となる場合もあることから、申請から許可されるまでに相当の日数を要しますので、**転用の計画がある時はお気軽に農業委員会までご相談**の上、早急に申請手続きをお願いします。

●問い合わせ先：農業委員会 ☎ 0146・47・2472

日高中部広域連合からのお知らせ

4月1日から事務所が移転します

これまで、新ひだか町保健福祉センター内で行っていた日高中部広域連合(介護保険業務)を新ひだか町役場静内庁舎1階へ移転することになりました。

4月1日からも電話番号は変わりませんが、住所が変わりますので、ご注意ください。

○日高中部広域連合の移転先住所
日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
新ひだか町役場内

北洋銀行での納付方法が変わります

4月1日から『北洋銀行』の窓口で、介護保険料を支払う場合、1件につき880円の『取次手数料』が必要となります。

なお、口座振替は手数料がかかりませんので、納付には口座振替をお勧めいたします。

新たに口座振替をご希望の方は、お問い合わせください。

●問い合わせ先 日高中部広域連合 ☎ 0146・42・5103

健康カレンダー

(お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)

月 日	時 間	事業名	場 所	
3月	12日(火)	13:00～16:30	フッ素塗布	保健センター
	15日(金)	10:00～11:30	母親学級キレイ☆ママパパる～む ～育児編～	
	26日(火)	受付 10:00～	4・7・12ヶ月児健康診査	
受付 13:00～		1歳6ヶ月・3歳児健康診査		
4月	17日(水)	13:00～16:30	フッ素塗布	
	23日(火)	受付 10:00～	4・7・12ヶ月児健康診査	
		受付 13:00～	1歳6ヶ月・3歳児健康診査	

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

- ☆藤原 まさ子 (古布1袋)
- ☆ボランティアグループあゆみ (カット布17束・タオル1袋)
- ☆ボランティアグループちよぼら (カット布5袋)

●国保診療所で役立ててと

- ☆ボランティアグループあゆみ (カット布16束)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

- ☆武田 友江 (30,000円)
- ☆藤田 政美 (100,000円)
- ☆田村 佳重子 (50,000円)
- ☆半田 良一 (30,000円)
- ☆松本 周代 (30,000円)
- ☆八木 功三 (50,000円)

●福祉事業に役立ててと

- ☆池田 静子 (古布1袋)
- ☆匿名 (古布1箱)

古布の寄贈のお願い

古着や古シャツなど、使用しなくなったものがありましたら、直接、国保診療所・老人ホーム恵寿荘・町社会福祉協議会にご持参ください。

町民生活課からのお知らせ

汲み取りの申し込みは、(有)門別清掃社へ

12月をもって新冠出張所での汲み取りの受け付けは終了しております。申し込み先は日高中部衛生施設組合において、し尿汲取業務を委託した(有)門別清掃社へ一本化されておりますので直接お申し込みください。ご協力よろしくお願いたします。

○汲み取り申し込み先
有限会社門別清掃社 ☎ 01456・2・0382

特定家電の処理方法について

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、家電リサイクル法に基づき、処分する必要があります。不法投棄すると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が課せられますので適正に処理しましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼った時は、登録が義務付けられています。登録料は1頭3千円です。また、その他狂犬病予防接種を毎年接種する必要があります。これを怠ると、20万円以下の罰金に処せられることもあるほか、飼い犬が人や馬などを噛んだ場合、多額の賠償金を請求されることもありますので必ず登録や予防接種を受けるようにしましょう。

家庭ごみの排出は、必ず午前8時までに排出してください

家庭ごみの収集時刻は天候などにより大きく左右されます。収集車が通過後に出されたごみは収集しませんので、午前8時までに必ず排出してください。

また、カラスなどのごみ飛散被害がある場合は、ネットや毛布を掛けて排出するなどの対策をしてください。

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ ☎ 0146・47・2112